

第 37 回北陸大会 実施要項

令和 7 年（2025 年）11 月 9 日（日）

敦賀市総合運動公園体育館

日本マーチングバンド協会 北陸支部

マーチングバンド部門 実施規定

1. 参加資格

- (1) 令和7年9月1日現在日本マーチングバンド協会に団体加盟登録していること。
※大会参加は加盟登録名で参加すること。
※協会加盟員記章を着用すること。
- (2) 各県協会より推薦されていること。
- (3) 期日までに参加手続きを終えていること。
- (4) 団体及び構成メンバーの北陸大会への参加は1回とする。
※エキシビション及びセレモニー等の参加はこの限りではない。

2. 構成と編成

- (1) 構成

★幼保の部★

- ① 単一加盟団体の幼児構成
- ② 複数加盟団体の合同幼児構成（演技フロアへ入れる搬入及び搬出補助員は最大20名までとする。尚、これらの補助員は構成メンバーとして登録をすること。）

★小学生の部★

- ① 単一加盟団体の小学生構成
- ② 複数加盟団体の合同小学生構成
- ③ 指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。（入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可）

★中学生の部★

- ① 単一加盟団体の中学生構成
- ② 複数加盟団体の合同中学生構成
- ③ 単一加盟団体の小・中学生構成
- ④ 複数加盟団体の合同小・中学生構成
- ⑤ 指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小中学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。（入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可）

★高等学校の部★

- ① 単一加盟団体の高等学校構成
- ② 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
- ③ 複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中）
※上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める。
- ④ 指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、生徒以外の指揮者は指揮を行えるが演奏・演技をしてはならない。（入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可）

★一般の部★

- ① 単一加盟団体による構成。但し、幼児は除く。

(2) 編成

★幼保の部★

- ① 人数及び編成は自由とする。

★小学生の部★

- ① 小編成・大編成とする。
② 楽器編成は自由とする。
③ 編成人数は下記とする。
ア. 小編成 (指揮者を含めて40名以内)
イ. 大編成 (指揮者を含めて41名以上100名以内)
④ 小編成・大編成の順で演技する。

★中学生の部★

- ① 小編成・大編成とする。
② 楽器編成は自由とする。
③ 編成人数は下記とする。
ア. 小編成 (指揮者を含めて40名以内)
イ. 大編成 (指揮者を含めて41名以上100名以内)
④ 小編成・大編成の順で演技する。

★高等学校の部★

- ① 小編成・中編成・大編成とする。
② 楽器編成は自由とする。
③ 編成人数は下記とする。
ア. 小編成 (指揮者を含めて40名以内)
イ. 中編成 (指揮者を含めて41名以上80名以内)
ウ. 大編成 (指揮者を含めて81名以上150名以内)
④ 小編成・中編成・大編成の順で演技する。

★一般の部★

- ① 小編成・大編成とする。
② 楽器編成は自由とする。
③ 編成人数は下記とする。
ア. 小編成 (指揮者を含めて40名以内)
イ. 中編成 (指揮者を含めて41名以上80名以内)
ウ. 大編成 (指揮者を含めて81名以上150名以内)
④ 小編成・中編成・大編成の順で演技する。

3. 演技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロアは、開催する各会場の規定による。
② 演技フロアへの入場は構成メンバーおよび登録引率者、搬入搬出補助員のみとする。
※正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入場口は、実行委員会の指定した扉またはゲートを使用すること。
② 構成メンバーは、係員の指示に従ってスタンバイエリアへ入場する。
演奏演技終了後は、速やかに退場すること。

※各部門の演奏演技時間は、入退場込みの時間とする。

I 演技時間

計時は、構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを越えた時点から、全員が見なし退場ラインを越えるまでの一括計時とする。

幼保の部、小学生・中学生の部：8分以内

高等学校・一般の部：9分30秒以内

エキシビション：10分以内

① 計時開始

入場開始合図のジングル＝アラーム音の終了をきっかけに（係員の合図あり）、構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを越えた時点。ジングル終了後は速やかに入場を開始する。

② 演奏演技開始

審査準備のため、入場開始後1分間は演奏演技を開始することができない。

入場開始後の演奏演技不可時間1分間は、審判員による白旗、及びアリーナビジョンでのカウントダウン表示にて明示する。万が一アリーナビジョンでのカウントダウン表示が不可になった場合には、審判員による白旗合図を優先する。

入場開始から30秒後 → 白旗を水平に上げる

入場開始から50秒後 → 白旗を垂直に上げる

入場開始から1分後 → 白旗を振り下ろす

以降は演奏演技開始可能。

③ 計時終了

演奏演技終了後、すべての構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、及び楽器・器物が見なし退場ラインを越えた時点。

最後のメンバー及び器物等が見なし退場ラインを越えてからの演奏演技は不可とする。

※退場ゲートを出てからの演奏演技は不可。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

(1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

① 器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

② フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。

① 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性がメーカーによって保証されているもののみ使用できる。

② サイレンを使用する場合は特殊効果申請書を提出すること。

③ 乾電池以外の電源の使用は禁止する。火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

④ 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

(3) 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。

大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。

その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。

- (4) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。
尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (5) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (6) 幼保の部は、事前に申請のあった場合のみ電源使用を許可する。但し、100V×15A 以内の容量とする。

5. 搬入・搬出

- (1) 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出を行うこと。尚、搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- (2) 全参加団体は、構成メンバーを引率する登録引率者を5名まで登録することができる。
- (3) 1団体につき登録引率者以外に搬入搬出補助員（出演前後の搬入搬出のための補助員）を10名まで登録することができる。

※搬入搬出補助員は、入場券を購入しなければ会場内に入場することができない。

- (4) 上記（2）・（3）の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。
演奏演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演奏演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は、「10. 演技中に発生した事故対応について」を参照。
演奏演技終了後は、搬出補助を迅速に行うこと。

6. 審査員・審判員

別紙「北陸大会審査要領」参照

7. 罰 則

- (1) 減点
 - ① タイムオーバーによる減点はしない。
 - ② 実施規定「4. 手具・器物・特殊効果関連」に反した場合
 - (2) 注意又は警告
 - ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
 - ② 他の参加団体の迷惑になる行為のあった場合。
 - ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
 - ④ 上記に該当した団体は、北陸支部が警告書を発送する。
- ※2回以上連続警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失うことがある。

8. 表 彰

別紙「北陸大会審査要領」参照

9. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 納入された参加費は返却しない。
- (3) フロアに入場できる人数は登録人数内とするが、メンバーの変更は認める。
- (4) 参加団体は、代表者1名が代表者会議に出席すること。
- (5) 出演順は代表者会議で各団体代表者が抽選の上決定する。
- (6) 器物の搬入は指定された通路を使用し、全ての構成メンバー（手具・器物を含む）は定められた場所で待機すること。また、チューニングルーム及び入場口についても実行委員会が指定する。

10. 演技中に発生した事故対応について

- (1) 演奏演技中の落下物について、「このままでは演技者が危険である」と判断できる状態で、演技者自ら除去できる場合を除き、登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）がフロアに入って撤去することができる。
- (2) 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について、演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな時、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、審判員に連絡した後、登録引率者及び搬

マーチングバンド北陸大会実施要項-5

日本マーチングバンド協会北陸支部

入搬出補助員（小学生の部のみ）がフロアに入って対処することができる。危険を回避するための行動による演技の乱れは、審査に影響しないものとする。それより先に係員が救助に入る際には、演技の誤判断を避けるために、参加団体側への確認を必要とする。又、これ以上演技を続けた場合に危険が生じると判断された場合には、主催者の判断で演技の中断を指示することができる。その場合の演技続行に関しては、実行委員長と審査委員長の協議により判断する。

- (3) 主催者の原因、又は自然災害による中断以外は、原則として再演技は認められない。
- (4) 登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）は、楽器・プロップの設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。設置場所などにミスがあった場合には、事故を防止する観点から、演奏演技開始前にフロアに入って指示できる。ただし、あくまでも許容されるセッティング時間内で指示をすること。また演技開始後の補助は認めない。

カラーガード部門実施規定

1. 参加資格

- (1) 令和7年9月1日現在日本マーチングバンド協会に団体加盟登録していること。
 - ※大会参加は加盟登録名で参加すること
 - ※協会加盟員記章を着用すること
 - ※大会参加は加盟登録名で参加すること。
 - ※マーチングバンドとしての加盟をしていれば、カラーガード単独での加盟登録の必要は無い。
- (2) 各県協会より推薦されていること。
- (3) 期日までに参加手続きを終えていること。
- (4) 団体及び構成メンバーの北陸大会への参加は1回とする。
 - ※エキシビション及びセレモニー等の参加はこの限りではない。

2. 部門

★ジュニアの部（中学生以下）★

- (1) 単一加盟団体の構成
- (2) 複数加盟団体の合同構成 ※人数の制限は設けない

★高等学校の部★

- (1) 単一加盟団体の高等学校団体
- (2) 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
- (3) 複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中）
 - ※上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める。人数の制限は設けない。

★一般の部★

- (1) 単一加盟団体による構成。但し、幼児は除く。 ※人数の制限は設けない

3. 演技

- (1) 演技フロア
 - ① 演技フロアは、開催する各会場の規定による。
 - ※正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。
 - ② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
 - ※搬入・搬出時の登録引率者等の演技フロアへの入場については「5. 搬入・搬出」を参照のこと。
- (2) 入退場
 - ① 演技フロアへの入場口は、実行委員会の指定した扉またはゲートを使用すること。
 - ② 構成メンバーは係員の指示に従って入場し、演技終了後速やかに退場すること。

★ジュニアの部★

- ① 演技時間は4分30秒以内とする。
- ② 前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し準備を行う。

★高等学校の部・一般の部★

- ① 演技時間は5分30秒以内とする。
- ② 前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し準備を行う。

全部門

- (1) 演技曲のCDへの録音はワントラックで行う。
- (2) 構成メンバー以外の1名が演技曲の入ったCDを3団体前に音響席に持参し、作動及び停止の合図を行うこと。
作動合図は「スタート」停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること
- (3) 演技時間は、それぞれの規定時間とする。団体紹介終了後、「それではどうぞ」のアナウンスで入場し演技準備を行う。(登録引率者は搬入補助が可)
- (4) 計時合図は、登録引率者より選出された担当者1名が行う。計時は、演技開始の「スタート」の合図から「ストップ」の合図までとする。
※禁止事項 入場開始から30秒以内での演技。計時開始合図前に演技が開始された場合は、計時を開始する。
計時終了合図後に演技が継続されていた場合は、計時を続行する。
- (5) 演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。
- (6) 楽器等での演奏は不可とする。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは… 演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは… 楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは… フラッシュ・ストロボ・各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- (1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。
※規格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立体
ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。
 - ① 器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
 - ② フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。
 - ① 化学反応で発光するケミカルライト類は、その安全性がメーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - ② サイレンを使用する場合は特殊効果申請書を提出すること。
 - ③ 乾電池以外の電源の使用は禁止する。火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
 - ④ 乗り物(自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等)、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
- (3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。
尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (4) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

5. 搬入・搬出

- (1) 手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。
尚、搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- (2) 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
- (3) ジュニアの部の参加団体は、登録引率者以外に搬入搬出補助員(出演前後の搬入・搬出のための補助員)を10名まで登録することができる。
※搬入搬出補助員は、入場券を購入しなければ会場内に入場することができない。
- (4) 上記(2)・(3)の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。演技中はフロア正面に設ける席にて待機。演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「8.演技中に発生した事故対応について」を参照。演技終了後は、搬出補助を迅速に行うこと。

6. 審査員・審判員

別紙「北陸大会審査要領」参照

7. 罰則

(1) 減点

- ① タイムオーバーによる減点はしない。
- ② 実施規定「4. 手具・器物・特殊効果関連」に反した場合。

(2) 違反失格

著しい違反があった場合は、別途協議の上、失格とする場合がある。

(3) 注意又は警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体の迷惑になる行為のあった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
- ④ 上記に該当した団体は、北陸支部が警告書を発送する。

※2回以上連続警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失うことがある。

8. 演技中に発生した事故対応について

- (1) 演奏演技中の落下物について、「このままでは演技者が危険である」と判断できる状態で、演技者自ら除去できる場合を除き、登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）がフロアに入って撤去することができる。
- (2) 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について、演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな時、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、審判員に連絡した後、登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）がフロアに入って対処することができる。危険を回避するための行動による演技の乱れは、審査に影響しないものとする。それより先に係員が救助に入る際には、演技の誤判断を避けるために、参加団体側への確認を必要とする。又、これ以上演技を続けた場合に危険が生じると判断された場合には、主催者の判断で演技の中断を指示することができる。その場合の演技続行に関しては、実行委員長と審査委員長との協議により判断する。
- (3) 主催者の原因、又は自然災害による中断以外は、原則として再演技は認められない。
- (4) 登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）は、楽器・プロップの設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。設置場所などにミスがあった場合には、事故を防止する観点から、演奏演技開始前にフロアに入って指示できる。ただし、あくまでも許容されるセッティング時間内で指示をすること。また演技開始後の補助は認めない。

9. 表彰

別紙「北陸大会審査要領」参照

10. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 納入された参加費は返却しない。
- (3) フロアに入場できる人数は登録人数内とするが、メンバーの変更は認める。
- (4) 出演団体は代表者1名が代表者会議に出席すること。
- (5) 出演順は代表者会議で各団体代表者が抽選の上決定する。
- (6) 器物の搬入は指定された通路を使用し、全ての構成メンバー（手具・器物を含む）は定められた場所で待機すること。
- (7) 構成メンバー以外の1名が演技曲の入ったCDを3団体前に音響席に持参し、作動及び停止の合図を行うこと。作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。

マーチングステージ部門実施規定

1. 参加資格

- (1) 令和7年9月1日現在日本マーチングバンド協会に団体加盟登録しており、大会実行委員会に選考された団体。
※大会参加は加盟登録名で参加すること。
- (2) 支部または一般社団法人日本マーチングバンド協会より推薦されていること。

2. 区分と部門

(1) 区分

コンテスト
フェスティバル

(2) 部門

小学生の部； 単一、複数団体を問わず小学生による構成。 ※人数は自由とする。
中学生の部； 単一、複数団体を問わず中学生または小学生を含む構成。 ※人数は自由とする。
高校・一般の部； 単一、複数団体による構成。但し、幼児は除く。 ※人数は自由とする。

3. 演奏演技

- (1) 演技フロアは全国大会の通りとする。(演技フロア図参照)
※北陸大会においては、ポイントは、1辺5mの状態で行う。
- (2) 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
※搬入・搬出時の登録引率者等の演技フロアへの入場については「5. 搬入・搬出」を参照のこと。
- (3) 演奏演技時間は、演奏演技開始から終了までとする。
 - ① 演奏演技時間は6分以内とする。
 - ② 前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し演奏準備を行う。
- (4) 演奏で使用できる楽器は、管楽器、打楽器、弦楽器及び電源を使用する楽器・機器とする。但し、ピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。使用の際、下記注意事項を厳守する事。
 - ① 入場セッティング～演奏演技終了後退場までを指定時間以内に行える範囲にする。
 - ② 入退場を含め、危険の及ぶ行為は厳禁とする。
 - ③ 入場待機、及び入場後演奏演技前の音出しは不可とする。
※チューニングルーム使用時間内での音出しは可能。
※電源を使用する楽器・機器のみ入場後、演奏演技開始前の音出し確認のみ可とする。
 - ④ 万が一使用楽器に不具合が生じた場合、大会実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
 - ⑤ 電源は事前申請のあった団体のみ使用の許可をし、使用の際は大会実行委員会が準備する延長コードを使用すること。
- (5) 音響
 - ① 会場設備の音響を使用する団体は、登録引率者の1名が音響ブースにて、「スタート」及び「ストップ」の合図を行う。
※団体持参のPA（音響機器）で自ら音源の操作をする場合は上記の必要なし。
 - ② 音源はCDのみとする。
※念のためもう1枚の音源CDを持参し、音響不具合に備える。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。
「器物」とは…楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

(1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

- ① 器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
 - ② フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。
- ① 化学反応で発光するケミカルライト類は、その安全性がメーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - ② サイレンを使用する場合は特殊効果申請書を提出すること。
 - ③ 乾電池以外の電源の使用は禁止する。火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
 - ④ 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
- (3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。
尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (4) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (5) 事前に申請のあった場合のみ電源使用を許可する。但し、100V×15A 以内の容量とする。また、電源にかかわる機材は各団体で持参すること。

5. 搬入・搬出

- (1) 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- (2) 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
- (3) 全参加団体は、登録引率者以外に搬入搬出補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）を10名まで登録することができる。 ※搬入搬出補助員は、入場券を購入しなければ会場内に入場することができない。
- (4) 上記(2)・(3)の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行なうことができる。演奏演技中は、フロア前の指定座席にて待機。演奏演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「8. 演技中に発生した事故対応について」を参照。演奏演技終了後は、搬出補助を迅速に行うこと。

6. 講評及び表彰

講評者は3名とする。

7. 演技中に発生した事故対応について

- (1) 演奏演技中の落下物について、「このままでは演技者が危険である」と判断できる状態で、演技者自ら除去できる場合を除き、登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）がフロアに入って撤去することができる。
- (2) 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について、演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな時、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、審判員に連絡した後、登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）がフロアに入って対処することができる。危険を回避するための行動による演技の乱れは、審査に影響しないものとする。それより先に係員が救助に入る際には、演技の誤判断を避けるために、参加団体側への確認を必要とする。又、これ以上演技を続けた場合に危険が生じると判断された場合には、主催者の判断で演技の中断を指示することができる。その場合の演技続行に関しては、実行委員長と審査委員長の協議により判断する。
- (3) 主催者の原因又は自然災害による中断以外は、原則として再演技は認められない。
- (4) 登録引率者及び搬入搬出補助員（小学生の部のみ）は、楽器・プロップの設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。設置場所などにミスがあった場合には、事故を防止する観点から、演奏演技開始前にフロアに入って指示できる。ただし、あくまでも許容されるセッティング時間内で指示をすること。また演技開始後の補助は認めない。